

平成 30 年 度

事 業 計 画 書

収 支 予 算 書

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会

平成30年度の方針

内閣府の発表による景気動向指数によれば、2012年12月に始まった景気回復は6年目に入ったとのこと。企業の投資財出荷指数、鉱工業の生産指数が大きく改善したことが理由とされている。一方、賃金の改善はごくわずかであり、勤労者世帯の消費支出には改善が見られない。二人以上の世帯の家計消費支出の推移と伝統的工芸品の一人当たり生産額の推移には類似したカーブがみられ、伝統的工芸品の購買にも少なからず影響するといえる。

一方で、「もの」消費より「コト」消費といわれるように、商品を購入する場合でも、商品そのものより、商品に関わる背景や由来など「物語」への関心が強い傾向が窺える。東京はじめ都市圏では「和テイスト」の雑貨取り扱い店舗が目につき、外国人や若者の入店客も目立つ。生活用品の中でも、日本的な味わいの日用品の需要は広がりを見せており、その理由を探ることで、本物の技術から生み出される伝統的工芸品産地の製品に活路のヒントが掴める可能性がある。

伝統的工芸品産地の実態調査によれば、全体の生産額は通減傾向が続くが、一部の産地には明るい兆しも見える。SNSほかを活用した情報発信や海外需要増、新商品開発に努める産地で好景況感が見える。反対に、北陸新幹線開通や世界遺産登録などの外的特需は一時的であり既に沈静化を見せる。

当協会事業予算は昨年度と同額を確保いただいた。伝統的工芸品産業に対する国の手厚いご指導ご支援並びに自由民主党伝統的工芸品産業振興議員連盟をはじめとする各界の強力なバックアップ、加えて、伝統的工芸品産地を有する地方公共団体からの事業に対するご支援も当協会事業並びに関係産地事業者等の大きな支えである。

本年度の事業では、伝産事業者の内外販路開拓を柱とする産業支援に重点を置きつつ、産地の伝統的技術技法の継承・発展・応用の拡大、産業支援の基礎資料となる実態把握と共通課題の抽出及び対策に努める。

この対策事業を効果あらしめるため、一般的な伝統的工芸品のPRだけではなく、具体的な工芸品や商品の付加価値となる情報 ― 個々の産地や作り手の比較優位となるアピールポイント、使い手にとって、使う上での楽しさ・メリットと感じられる特徴 ― 「使う立場の視点から」をPRするよう努める。伝統的工芸品産地各位におかれては、自産地の製品のどこが独自の付加価値なのかを再確認いただき、産地全体の共通認識の下で、協会とも共有を頂き、組合はもとより産地の作り手と協会が相協力してPR発信に努めていきたい。

本年度においても、大きな成果が見込めない事業を見直し、産業振興に有効な事業を効率的に実施する。伝統的工芸品の製造に必要な原材料及び用具の確保に関しては文化庁とも連携し、伝統的工芸品産地への観光客誘致並びに事業者支援について、国及び地方自治体はじめ各種団体、企業等との連携を強め、ご支援を頂きつつ実施に努めることとする。

平成30年度 事業計画

1. 人材確保及び技術・技法継承事業

(1) 伝統工芸士認定等事業

① 伝統工芸士の認定

内 容：伝統的な技術又は技法に熟練した従事者を「伝統工芸士」として認定し、称号を付与。

実施方法：受験資格は、産地での実務経験12年以上の現役従事者。伝産協会が認める公的な研修施設での研修期間も経験年数に含めることができる。

産地は、産地内従事者に対し広く受験希望者を募集する。伝統工芸士は一定の技術水準取得者であることはもとより、後継者育成や産地振興・活性化への協力が求められていることも併せて周知する。

伝産協会は、産地委員会の運営への助言、実技試験の立会を行い、厳正かつ公平な試験実施を行う。

目的・狙い：産地の伝統的技術・技法の継承と知識・技術水準向上により産地後継者育成指導者を認定することが目的。伝統工芸士の認定を受けた者は、後継者の育成に中心的・指導的役割を担う者としての自覚をもって活躍頂く。一般消費者に対しては、伝統工芸士の称号を活用した活動を行うことで、社会的認知と信頼性を高める。

② 伝統工芸士研修会の実施

内 容：認定登録された伝統工芸士が、5年ごとに受講しなければならない研修会を実施。

実施方法：受講年の伝統工芸士に対し案内を送付し、受講者は、産地組合へ申し込む。産地組合は受講者を取りまとめ、実施計画書を伝産協会に提出する。その後、受講希望者に開催日時等を案内し、研修会を実施。研修受講を称号使用の条件とし、未受講の伝統工芸士に対し、「伝統工芸士名称の使用停止」、改善がない場合「伝統工芸士名簿からの登録抹消」等の対応を行う。

目的・狙い：日々技術の研鑽に努力することのみならず、産地や伝統産業を取り巻く環境について研修いただき、伝統工芸士が技術分野での産業振興に努める役割を担っており、指定伝統的工芸品の作り手として社会的評価の向上に努める責務があることを認識いただく。また、伝統工芸士同士の連携を深めることで

産地の活性化につなげる。

(2) 功労者表彰等事業

内 容 : 伝統的工芸品業界のあらゆる立場から業界活性に貢献した個人を表彰。

(3) 児童・生徒に対する伝統的工芸品教育等事業

内 容 : 伝統工芸士等の職人が、産地近隣の小・中学生に対して、工芸品が日本人の暮らしに使われてきた歴史や、現代生活での使い方等の説明、伝統的工芸品の理解促進のため、特性、技術・技法、原材料に関する講習や工芸品の製作体験を実施。

実施方法 : 指定産地組合等が、実施を希望する小・中学校からの要請書を添えて伝産協会に申請。承認後、翌年2月上旬の間に講習、製作実演・体験等を実施。なお、製作体験の実施は、必須ではない。

目的・狙い : 若年層に、伝統的工芸品や和文化への親近感を抱かせ、家庭に持ち帰って話題にすることで、伝統的工芸品の愛好者、購買層の拡大への効果も狙う。身近に伝統的工芸品に接する機会を作ることで、世界の中でも特色のある日本の生活文化への関心喚起と、伝統的工芸品との関わりを説明し、体感させ、将来の作り手や使い手の醸成を図る。

(4) 伝統的工芸ふるさと体験・交流等事業

① 体験・交流事業

内 容 : 高校生・大学生・社会人等を対象に、就業募集が効果的な場所での短期間または産地工房での一定期間、伝統的工芸品の製作実演及び製作体験指導を行う催事、講習、就業相談等を実施。

実施方法 : 産地後継者の確保・育成を検討している指定産地組合等は予め事前申し出を行い、実施予定初日の1ヶ月前までに伝産協会に本申請を行う。承認後、翌年2月上旬の間に講習、製作実演・体験・就業相談を実施。

所定経費の2/3を補助。

目的・狙い : 産地後継者の発掘と就業相談等により産地就業の契機とすることが目的。伝統工芸士等の持つ技に直接触れる機会を提供することで、幅広い層が伝統的工芸品及びその産業環境や従事者に対して関心を促進し就業意欲向上を図る。

② 新規従事者指導支援事業

内 容 : 産地内熟練技術者が新規従事者に対する技術・技法等の実技講習会等を行う場合の指導謝金を支援。

実施方法 : 採用後3年以内の従事者に対し、伝統工芸士もしくは伝統工芸士と同等の技

術を有する産地内従事者が実技指導を行う。また、年度内に1回全体講習会を実施する。

目的・狙い：後継者位の確保、育成の必要性を感じながら、経費面で採用を躊躇している産地が技術後継者の確保と育成を効果的かつ円滑に実施できることが目的。後継者が少ない工程の新規従事者を優先的に補助対象とする。

また、年1回の全体講習会への参加により、産地内で孤立しがちな新規従事者に他産地従事者との横のつながりを持ってもらい、将来の産地を担う作り手としての意欲や人間関係の構築に資する。

2. 産地指導事業

(1) 指定産地振興指導等事業

① 検査体制の整備促進事業

内 容：伝統証紙を貼付する伝統的工芸品の検査体制の確認及び指導。

実施方法：伝産協会の検査指導員を産地に派遣。産地の検査実施体制を確認し、伝統的工芸品表示の公正かつ厳格な検査体制を確保し、効率的な運営を図るよう改善指導する。実施内容が比較的模範的な産地を公表し公正な実施の推進を図る。

目的・狙い：消費者に誤認混同を与えない、効率的な表示実施態勢を産地組合と共に整える。

② 伝統的工芸品等の表示に関する指導及び表示事業の推進

内 容：伝統証紙を発行するとともに、伝統証紙の貼付率の向上、伝統マークの使用方法を周知したうえで認知度拡大のPRを広く行う。

実施方法：(イ) 伝産協会が発行する伝統証紙の貼付率の向上のために、その意義や効果などを周知させる。

(ロ) 伝統マーク事業についての改定の検討を含めた普及対策を行い制度の再徹底及び啓発を行う。

(ハ) 染織品、和紙を対象とした素材表示事業を希望する指定産地組合等に対し、適正かつ円滑な運用のための助言、指導を行う。

(ニ) 制度の再徹底のための指定産地組合向けの勉強会等を開催する。

目的・狙い：伝統証紙の活用によって、伝統的工芸品と国内外の類似商品に対する消費者の誤認混同を防止するとともに、伝統マークの認知率を高め、普及推進を図る。

（２）伝統的工芸品産業産地調査・診断等事業

内 容：業種を絞り、輸出に適した業種については、グローバル化を目指すうえで抱えている問題等を、また輸出が難しい業種については、産地が抱える問題等それぞれ調査・診断し、問題解決に有効なセミナーを行う。またＩＴ活用の有効性や展示会の活用方法等の実践的な講座を実施する。

自治体の伝統的工芸品産業支援関連補助金の調査や産地の現状を把握するための産地規模に関する基本調査は、指定伝統工芸品以外にも拡大し実施する。

実施方法：（イ）選定業種について、各産地に調査員を派遣し、ヒアリングを行った後、セミナーの実施等を通じ、問題解決を図る。

（ロ）産地規模等に関する調査は、指定産地は各生産協同組合あて、指定外工芸品については自治体あて調査を配布し、集計を行う。

目的・狙い：業種、問題を絞り込んで、現状の把握、課題が明確になり、より適切な解決策の提案に役立てる。

３．普及推進事業

（１）伝統的工芸品普及等事業

① 普及事業

内 容：情報入手方法の多様性に対応し、媒体の特性と効率性を重視してインターネット、ＳＮＳ等の電子媒体の充実を図るとともに、幅広い顧客層に対して旧広報媒体の精査選別を行い、国内外に対して「伝統的工芸品」の訴求効果の高いＰＲを図る。伝統的工芸品の総合展示施設として運営している「伝統工芸青山スクエア」及び「伝統マーク」の周知拡大をさらに推進しつつ、伝統的工芸品を使う楽しさ、使うメリットなど使い手の関心を喚起するＰＲを強化する。

実施方法：（イ）新聞や雑誌、ポスター、看板広告等旧来の媒体の選別を徹底するとともに、インターネット、ＳＮＳ等の電子媒体を効果的に活用する。

（ロ）伝統的工芸品紹介映像のほか訴求力の高い各種映像を国内外展示会での放映や各種媒体で活用及び提供することで伝統的工芸品及び「手わざ」の映像露出を増やす。

（ハ）外国語を含めた各種パンフレット等を作成し、関係自治体や指定産地組合等に配布。また、イベント等の機会に広く配布する。

（ニ）伝統的工芸品のシンボルマークである「伝統マーク」を積極的にＰＲして消費者の理解を深め、指定産地組合等が実施する表示事業の推進に

資する。

(ホ) 海外戦略の一環として、外国人向けに適したホームページやSNSを制作する。

(ヘ) 各種報道機関や優良情報発信者に対するパブリシティ活動を積極的に実施。

(ト) 指定産地組合等、関係団体、地方公共団体等が主催する展示会、求評会等に対し、共催・後援あるいは協会賞の贈呈を行うほか、全国各地で開催される展示会等に対し出品協力を行い、伝統的工芸品等を広く紹介する。

(チ) 各媒体でのPRによる青山スクエアへの集客数、ホームページやSNSアクセス数、「伝統マーク」認知数などの効果測定及び分析を行う。

(リ) 芸人等話題を呼ぶ人材を活用し、伝統的工芸品や地元の紹介を実施することで、普及や観光客誘致につなげる。

(ヌ) 伝統的工芸品愛好者をサポーターとして育成し、日々実践している工芸品の楽しみ方を発信することで、工芸品愛好者の拡大、購買意欲の向上につなげる。

目的・狙い： 伝統的工芸品の特長をPRし、伝統的工芸品並びに伝統的工芸品産業に関する国内外への普及促進を図るとともに、伝統的工芸品関係者以外からの注目度を高め、社会的な支援を拡大すること。

② 訪日外国人誘致事業

内 容： 海外から来日する観光客を産地等に誘致し、観光客が工芸品への理解を深め、旅を楽しめるよう、産地側での見学、製作体験などの外国語対策等の環境整備を進めるとともに、地元自治体や旅行業関係者との連携し誘致策の強化を図る。

実施方法： (イ) 見学や製作体験が可能な施設や産地内の案内等の整備や通訳の派遣、産地の外国人向けPR媒体の翻訳支援等を行う。

(ロ) 外国人レポーターが母国語で、世界にネット発信する仕組みを活用する。

(ハ) 大学生・観光専門学校生が参加する伝統産業産地を含めた旅行コンテストの実施等、具体的な旅行プランの提案を実施する。

(ニ) 産地組合、地元自治体、観光協会、観光事業者等が行う誘客対策と連携し、伝統的工芸品産地への誘客支援事業の相互補完を図る。

目的・狙い： 増加傾向にある訪日外国人の誘致を新たに実施、もしくは現在の誘客事業の改善を検討している伝統的工芸品産地及び関係自治体に有効な誘致支援事業の実施を目指し、伝統的工芸品産地及びその地域の活性化の一助とする。

（２）伝統工芸青山スクエア等事業

内 容： インターナショナルな伝統的工芸品の総合展示・情報発信施設として、国内外の消費者をはじめ全てのステークホルダーに対して伝統的工芸品を広く紹介し、相互の情報交換、需要喚起を促進する。

現代生活に相応しい伝統的工芸品やライフスタイル提案、季節感や歳時記を打ち出した展示方法などにより、伝統的工芸品の魅力と使い方を伝えていく。展示品については、適切な商品説明（原材料、技術・技法、使い方等）を分かりやすく、正しく表示し、来場者の理解を深め、信頼感を高めていく。更に、来場者のニーズ、製品への要望などを適時適切な方法で出品産地組合等に伝えるほか、産地情報発信の場としての活用を促し、作り手と使い手の交流の場となるよう運営の活性化を進める。

海外からの来場者が展示場及び展示品について理解を深めるために必要なことを調査し、生活提案型の展示や多言語表示、絵文字表示等で分かりやすく、効果的な・方法を積極的に実践していく。

実施方法：（イ）常設展示により、高品質で鮮度の高い商品を魅力的に展示するだけでなく、本来の使い方や新たな使い方の提案を随時行い、SNSや映像、POPやカタログ等の活用で、国内外のお客様に分かりやすく伝える。

常設展示スペースの活性化に向けて産地組合を積極的に訪問し、国内外のお客様のニーズとトレンド、来場者情報を丁寧に伝える。絶えず旬を捉えた魅力的な商品にあふれた展示場に改善していく。

また、常設展示出展産地、出展スペース等の見直しを通して、スクエア全体の売り場レイアウト、ゾーニングの改善を実施し、季節展示・自主編集売場を充実させていく。

新たな工芸品ファンを開拓するとともに友の会会員化を促進し、顧客化を推進、ロイヤルカスタマーとして作り手を応援いただく輪の拡大を図る。

指定産地組合等、地方公共団体、生産者のグループ等が出品可能。

（ロ）特定の地域や工芸品、ライフスタイルや歳時記にスポットを当てた魅力的な特別展示、企画展示や匠コーナー展示を開催。

生産者が、制作実演や制作体験等を通して、来場者のニーズ傾向、製品への要望等を把握するとともに、伝統的工芸品本来の魅力と付加価値の高さを分かりやすく伝えるよう支援していく。

また、集客力と満足度の高い特別展・匠展開催に向けて、定例的な開催を見直すとともに、展示品揃え、催事内容、事前準備に至るまで積極的にサポートする。

指定産地組合等、地方公共団体、生産者のグループ、伝統工芸士会等が出品可能。所定経費の1/2を補助。

(ハ) 文献、資料、映像やSNS、ホームページ等を広く活用し、図書閲覧スペース等において情報提供を行うほか、産地で話題を集めた製品や優秀な伝統的工芸品の紹介も実施していく。

また、ライブラリー機能に加え、ギャラリー（ショールーム）、サロンの機能も付加し、商品展示紹介の枠を超えた産地紹介・工芸品の提案にもトライし、作り手と使い手、伝え手のコミュニケーションを増進し伝統的工芸品産業活性化に繋げていく。

(ニ) 産地情報、工芸品の技術・技法の説明、お手入れ方法や日々の生活への取り入れ方等愛好者のご要望に対し、コンシェルジュ的な立ち位置での確な対応を強化していく。来場者だけでなく、全国のお客様の多種多様なお問い合わせ、ご質問・ご相談に適確、迅速、丁寧に対応できる仕組みを構築し、伝統的工芸品ファンとのコミュニケーションを強化し、持続的で確実な増加を推進していく。

(ホ) オンラインショップの販売品目の見直し、カテゴリーの改廃を通して、商品提案、商品説明を改善。カタログ的な見せ方から、伝統的工芸品の使い方や使うことの楽しさ、テーマ性のあるご提案やプロモーション的な見せ方を通して、購買意欲を高めていく。また、オンラインショップ受注後の産地からの直送の仕組みや、海外通販・海外配送実現に向けての準備も加速していく。

(ヘ) 「友の会会員」と「友の会」運営の活性化を通して、新たな伝統的工芸品ファンを獲得するとともに、再来店・顧客化につながる施策を実施。伝統的工芸品への理解を更に深めていただき、普及・拡散していただけるようにしていく。双方向の情報発信・コミュニケーションを強化する。

(ト) ここ数年、著しく重要度を増している外国人対応を強化。海外のお客様にとって居心地がよく安心で、分かり易く楽しい買い物ができる環境を整備する。

目的・狙い： 伝統的工芸品の実物や伝統的工芸品の生産者等の産地関係者に直に接する機会を設けることで、消費者の伝統的工芸品産地に関する理解を促進し、需要を喚起するとともに、産地には現在のニーズに対応する商品・サービス開発の契機とする。伝統的工芸品をより日常使いしていただける提案を強化継続することで、持続的な生産力・販売力の成長に繋げていく。

(3) 伝統的工芸品月間推進等事業

下記の各事業を骨格としつつ、伝統的工芸品を日本の「ものづくり」「職人技」「生活文化」等の原点と位置付けて、広く国内および海外の関心を喚起し、継続的な工芸品振興の契機となる一大イベントとして開催する。福岡県主催の事業と共に、同時開催の各事業を効果的に連携する。

① 伝統的工芸品月間国民会議全国大会記念式典の開催

内 容 : 伝統的工芸品産業功労者等の表彰、大会宣言の発表等を行う。

実施方法 : 平成30年11月1日に福岡県において、経済産業省、地元伝統的工芸品月間推進協議会との共催により挙行する。

目的・狙い : 産地関係者が一堂に会する機会を設け、伝統的工芸品産業全体の結束を固めるとともに、広く国民全体にPRする。

② 伝統工芸ふれあい広場・福岡（仮称）の開催

内 容 : 伝統的工芸品の愛好者拡大、需要拡大につながるイベントとすべく、使い手が楽しさを体感できる企画と、伝統的工芸品の技の披露、伝統的工芸品のあ
る生活シーンの紹介を効果的に演出するとともに、全国各地の伝統的工芸品
の産地誘導を併せて実施する。

実施方法 : 平成30年11月2日から4日まで福岡県福岡市において開催。参加希望を募るとともに、工芸品を楽しむ企画に応じた専門事業者の活用により実施する。

制作体験指導者の旅費・謝金、実演用具運搬費を補助。

目的・狙い : 国内外に、日本の伝統的工芸品と「ものづくりの技」、「工芸品のふるさと」への関心を喚起し、注目度向上を狙う。普及及び需要拡大の起点となるとともに、国内外に伝統的なものづくり日本の伝統的工芸品への理解を深めてもらう訴求の契機とする。

③ 日本伝統工芸士会作品展の開催

内 容 : 伝統工芸士の作品を一堂に展示し、コンクールを実施。

実施方法 : 平成30年11月2日から4日まで福岡県福岡市において、日本伝統工芸士会との共催により開催。審査会を行い、授賞作品を決める。応募作品は伝統工芸士が製作した、他コンクールへの未出展作品。

目的・狙い : 伝統工芸士がその技量を競い合うことにより産地の枠を越え技術水準の向上と創意を磨く。また、一般消費者への披露により、伝統工芸士の技術に対する信頼性と社会的評価の向上を図る。

④ 全国くらしの工芸展の開催

内 容 : 伝統的工芸品及びその伝統的技術・技法を活用した二次製品等を、全国大会開催地において展示販売し、国内外の愛好家へ訴求する。

実施方法 : 平成30年11月2日から4日まで福岡県福岡市において開催。指定産地組合が認めた者（産地組合、伝統工芸士会等によるグループ及び個人での出品も可能）が出品できるが、出品者が搬入・搬出及び会期中のアテンドを行う。また、流通事業者の呼び込みにより展示会開催後の商取引への機会を提供する。

目的・狙い : 国内外への周知度の拡大、需要の拡大と継続的商取引の契機とし、販路の開拓を目的とする。

⑤ JAPAN TRADITIONAL CRAFTS WEEK (JTCW) の実施

内 容 : 伝統的工芸品は現代の生活シーンで使用されることが重要であることから、消費者に対し「衣食住」を提案する小売店舗等との共同事業により、生産者との継続的な関係強化を進める。期間中は参加店舗を通じて工芸品や産地のPR及び展示販売を行う。

実施方法 : 平成30年10月中旬から下旬に掛けて大消費地である東京のセレクトショップ、インテリアショップ、ファッション店等において実施。参加する店舗が希望する伝統的工芸品産地とコラボレーションし、商品開発や展示販売、制作実演や制作体験指導などを行うとともに消費者・流通関係者及び各種メディアへのアプローチを実施する。

目的・狙い : 生活提案型の販売、最小限の流通経路による恒常的ニーズ把握、販売員派遣や委託販売慣行の見直しの試み等を通じて、伝統的工芸品の販売に対する国内外の消費者・流通関係者の理解の増進、伝統的工芸品の販路の拡大を図るとともに、産地と消費地販売店との自立的継続的取引の増加を目的とする。

⑥ 伝統的工芸品展WAZAの開催

内 容 : 大消費地東京において、全国の経済産業大臣指定伝統的工芸品及びそれに準じる工芸品、国の指定を受けていない工芸品を一堂に展示・紹介するとともに伝統的工芸品使用生活を喚起する。参加工芸品産地の拡大を図るための出店経費及び委託業務費の見直しを行う。

実施方法 : 経済産業大臣指定伝統的工芸品を一堂に集めるほか、地方自治体の全面的な支援を得て、国の指定を受けていない工芸品も展示・紹介する。

地方自治体の支援が得られない指定伝統的工芸品の出展・PRにも方策を講じる。

目的・狙い : 大消費地における伝統的工芸品の普及啓発、潜在的需要の喚起、今日の生活

に対応する商品開発や商品展示、消費者との直接対話によるニーズの把握等により、同産業のより一層の発展を目的として開催。

(4) ITを活用した伝統的工芸品産業の活性化等事業

内 容：情報収集の構造変化に順応し、インターネット上で伝統的工芸品に関する情報を公開するとともに、オンラインを使った伝統的工芸品の販売の可能性を探る。

実施方法：専門の業者に様々な電子媒体における掲載内容の作成およびサーバーの運営を委託。伝統的工芸品の情報発信の核となるよう、内容や産地との双方向情報交換の環境を整備するとともに、現代生活において消費者が興味を引く新たな情報の提供や魅力的な製品を提案。同時に外国語対応の強化による情報発信も行う。

伝統的工芸品の背景となる地域、文化など関連情報とのリンクにより提供する。

目的・狙い：簡単に情報にアクセスし情報共有及び拡散ができるインターネットの利点を最大限に生かし、多種多様な伝統的工芸品の魅力を訴求するとともに、工芸品産地とのネットワークを構築し、信頼性と直近の情報提供により国内外の需要開拓の一助とする。

4. 需要開拓事業

(1) 伝統的工芸品公募展等事業

内 容：伝統的工芸品の総合コンクール展示会を開催。

実施方法：現代の暮らしに求められる優れた工芸品を募集してコンクールを行い、応募者のアイディアや表現・技術内容を競う。応募された作品は技術面、流通面の専門家による審査を行い、「技の高さ」に注視した作品評価ではなく、「日常生活で使用するもの」を評価の対象とし、見て愛でるためのものではなく生活の中で消費者が使用できる実用性を兼ね備えた作品を高く評価、伝統的工芸品の製品づくりの指標となる作品コンクールとして実施する。優秀作品には内閣総理大臣賞、経済産業大臣賞以下各賞を授与。審査後、入選作品を「伝統工芸青山スクエア」において展示紹介する。

目的・狙い：優れた作品を顕彰して広報活動を行うことにより作り手への奨励や現在の暮らしに対応した新たな製品開発による需要拡大の契機とするとともに、入賞・入選作品の展示会を開催することにより、消費者意識をとらえるための工夫やアイディアとは何かとの課題に立ち戻り、伝統的工芸品の未来を示唆する作品が制作されることを目指す。消費者に「豊かなライフスタイル」に

資する伝統的工芸品等の例を提案する。

(2) フォーラム等事業

内 容 : 作り手とデザイナー・プロデューサーをつなぎ、現代のライフスタイルに調和する新しい商品「NEW DENSAN」を開発・提案する。

実施方法 : 参加を希望する作り手、デザイナー・プロデューサーの情報を登録し、両者が相互に交流する交流会を開催。作り手とデザイナー・プロデューサーは、各工芸品の持ち味や技術・技法、素材をどの様に生かした商品作りを行うかをよく検討した上で、新商品研究会設置申請を行う。審査委員会は、新商品のターゲット、デザイン、開発手段、目的達成の可能性などを確認し、研究会の設置可否について審査。設置を承認された研究会は、中間報告会で審査委員会、伝産協会の助言を受けながら新商品開発を行う。成果品は、バイヤー、プレス等に向けて発表を行った後、伝統工芸青山スクエア、インテリアライフスタイル等でも展示を行う。

目的・狙い : 作り手には、自身の技術技法の比較優位性の再認識とその応用・展開を、デザイナー・プロデューサー等には、作り手独自の比較優位性を付加価値とした新鮮で商品力の高い商品の開発を促し、「NEW DENSAN」を流通関係者にPRし、販路拡大を図る。また、伝統工芸青山スクエア等で展示・紹介することで新しい消費者層を取り込む。

(3) 伝統的工芸品普及・展示等事業

内 容 : 伝統的工芸品の普及に資する展示会を開催する。また国内で開催される同様の展示会に出展する。

(4) 海外展開支援等事業

内 容 : 海外展開に関する産地関係者等の体制構築を支援し、自立的な展開を目指す。

実施方法 : (イ) 内外の海外展開における関係機関との連携を強化し、フランス・パリの常設の展示場を拠点に、各種展示会との連携を図るとともに、ジャポニズム 2018 において各種機関と連携し、海外販路拡大に向けた効果的なアプローチを行う。

(ロ) 伝統工芸の「素材」を商材とした展示商談会を開催し、海外のインテリアやファッション分野での販路開拓を図る。

(ハ) 平成31年2月にドイツのフランクフルトで開催される、世界最大級の見本市、アンビエンテに J E T R O などの関係機関と協働して出展。

目的・狙い : 連携を強化し、世界的認知度の向上と販路拡大を目指す。

5. その他の振興事業

内 容 : 伝統的工芸品産業界の内外において、積極的に連携を進める。

実施方法 : (イ) 会員である伝統的工芸品産業界以外の有力企業等と連携事業を進める。

(ロ) 指定産地組合等の組織化推進等を図る。

＜現在連携している団体＞

- ・日本伝統工芸士会（197産地工芸士会）

- ・全国伝産会館運営連絡協議会（6会館）

（伝産会館のほか、産地の運営する施設の情報収集を図り、活動情報発信のネットワーク化を進める。）

- ・全国伝産陶磁器組合協議会（26産地）

- ・全国伝産金工品組合協議会（11産地）

- ・全国伝統的工芸品仏壇仏具組合連合会（14産地）

目的・狙い : 業界内部にネットワークを構築し、伝統的工芸品の普及啓発・需要開拓に資するとともに、業界外部にもネットワークを構築し、産地振興に寄与する。

平成30年度収支予算書(損益計算ベース)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

勘定科目	予算額	前年度予算額	増減	備 考
【一般正味財産増減の部】				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産受取利息	10,000,000	12,200,000	▲ 2,200,000	
② 受取補助金等	700,000,000	700,000,000	0	国庫補助金収益
③ 受取会費	25,500,000	25,500,000	0	会員受取会費
④ 事業収益	242,300,000	240,700,000	1,600,000	
伝統工芸士認定等事業収益	5,450,000	5,450,000	0	受験料、登録料、更新料
伝統的工芸ふるさと体験・交流事業負担金収益	21,000,000	20,400,000	600,000	産地負担分(事業費の1/3)
伝統証紙事業収益	2,060,000	2,060,000	0	証紙、楯等頒布収入
伝統工芸青山スクエア事業負担金収益	68,700,000	58,700,000	10,000,000	常設・特別展出品管理料他
伝統的工芸品月間事業負担金収益	10,900,000	13,400,000	▲ 2,500,000	産地組合等負担金
全国くらしの工芸展負担金収益	2,630,000	2,630,000	0	出品管理料
伝統的工芸品展WAZA負担金収益	44,500,000	50,500,000	▲ 6,000,000	都府県・政令市等負担金
全国伝統的工芸品公募展負担金収益	1,290,000	1,290,000	0	出品管理料
都府県等月間負担金収益	17,100,000	17,600,000	▲ 500,000	
その他事業収益	68,670,000	68,670,000	0	WAZA展他
⑤ 雑収益	200,000	200,000	0	
その他受取利息	100,000	100,000	0	特定資産利息収入
その他収益	100,000	100,000	0	理事会等懇親会会費収入
経常収益計	978,000,000	978,600,000	▲ 600,000	
(2) 経常費用			0	
事業費	890,000,000	894,200,000	▲ 4,200,000	
① 人材確保及び技術・技法継承事業	164,800,000	168,800,000	▲ 4,000,000	
伝統工芸士認定等事業費支出	12,000,000	12,000,000	0	
功労者表彰等事業費支出	100,000	600,000	▲ 500,000	
児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業費支出	85,500,000	95,000,000	▲ 9,500,000	
伝統的工芸ふるさと体験・交流事業費支出	67,200,000	61,200,000	6,000,000	
② 産地指導事業	26,200,000	16,000,000	10,200,000	
指定産地振興指導等事業費支出	4,000,000	11,600,000	▲ 7,600,000	
伝統的工芸品産地調査・診断等事業費支出	22,200,000	4,400,000	17,800,000	
③ 普及推進事業	437,900,000	447,200,000	▲ 9,300,000	
全国伝統的工芸品普及等事業費支出	65,100,000	54,000,000	11,100,000	訪日外国人誘致事業 含む
伝統工芸青山スクエア等事業費支出	178,000,000	157,200,000	20,800,000	
伝統的工芸品月間推進等事業費支出	187,800,000	230,000,000	▲ 42,200,000	式典、ふれあい広場、JTCW、WAZA他
ITを活用した伝統的工芸品産業の活性化等事業費支出	7,000,000	6,000,000	1,000,000	
④ 需要開拓事業	123,900,000	126,400,000	▲ 2,500,000	
伝統的工芸品公募展開催費等事業費支出	5,000,000	3,800,000	1,200,000	
フォーラム等事業費支出	11,600,000	11,600,000	0	
伝統的工芸品普及・展示等事業費支出	3,300,000	7,000,000	▲ 3,700,000	
海外展示会展開等事業費支出	104,000,000	104,000,000	0	
⑤ その他振興事業	63,000,000	63,000,000	0	
伝統証紙事業費支出	1,000,000	1,000,000	0	
くらしの工芸品展事業費支出	5,000,000	5,000,000	0	
その他振興事業費支出	57,000,000	57,000,000	0	WAZA展等産地支払い
⑥ 事業費役職員人件費	74,200,000	72,800,000	1,400,000	退職給付費、賞与引当金を含む
管理費	88,000,000	84,400,000	3,600,000	
管理諸費支出	39,500,000	36,500,000	3,000,000	賃料、共益費他
事務諸費支出	12,700,000	12,700,000	0	
理事会・評議員会等開催費支出	4,000,000	4,000,000	0	
管理費役職員人件費	31,800,000	31,200,000	600,000	退職給付費、賞与引当金を含む
伝統的工芸品展WAZA引当金支出	0	0	0	
経常費用計	978,000,000	978,600,000	▲ 600,000	
評価損益調整前当期経常増減額	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部			0	
経常外収益計	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	



一般財団法人

伝統的工芸品産業振興協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22

TEL. 03-5785-1001 URL. <http://kougeihin.jp>